

学校法人山内学園 役員等への報酬等の支給基準に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、学校法人山内学園（以下、この法人という）寄附行為第十九条、第二十八条及び寄附行為施行細則第十一条及び第十二条の規定により、この法人の役員等の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第二条 この規程における役員等とは、この法人の役員（理事長、理事、監事）及び評議員並びに寄附行為施行細則（以下、細則という）に定める学園長、学園顧問及び名誉相当職をいう。

- 2 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- 3 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

(報酬等の種類)

第三条 この規程における報酬等とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 役員手当及び評議員手当
- (2) 業務手当
- (3) 退任慰労金
- (4) 功労金
- (5) 報酬

(報酬等の額の算定方法及び支給方法)

第四条 報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各項で定める範囲内で、理事会において決定する。

2 役員手当及び評議員手当

役員手当及び評議員手当は、別表Ⅰの金額とし年2回（7月10日、12月10日）に支給する。但し、学園長、学園顧問及び名誉相当職には当分の間、理事待遇をもって遇する。

3 業務手当

役員等がこの法人の理事会・評議員会へ出席したとき、または非常勤の役員等が理事長の指示によりこの法人の業務を行ったときは、交通費を弁償するほか、別表Ⅱの金額を業務手当としてその都度支給する。但し、学園長、学園顧問及び名誉相当職には当分の間、理事待遇をもって遇する。

4 退任慰労金

一、役員等が退任又は在任中に死亡したときは、別表Ⅲの退任慰労金を支給する。但し、在任期間に1期未満があるときはその在任年月数を勘案するものとする。

二、前号の規定に関わらず、理事会・評議員会の欠席が多い場合には、理事長は減額支給または支給停止を行うことができる。

三、理事長もしくは理事が評議員を兼ねる場合の退任慰労金には、兼職期数に応じて評議員相当の金額の1/2を加算する。

5 功労金

常勤の理事長及び理事において、学園の発展に特に功労があったと認められる者には、理事長にあつては別表Ⅲの退任慰労金の2倍の金額を限度とし、理事にあつては退任慰労金の金額を限度として退任時に功労金を支給することがある。この場合、理事長への功労金の金額は理事会の意見を聞いて次期理事長が決定し、理事への功労金の金額は理事会の意見を聞いて理事長が決定する。

6 報酬

理事長、理事及び監事がこの法人の職員（この法人が設置する学校の教員もしくは職員を含む）を兼ねることなく常勤として就任したとき（常任理事・常任監事等）は、別表Ⅳを基準に報酬を支給することがある。

（支給制限）

第五条 理事と評議員を兼ねる場合の役員等手当及び業務手当は、理事相当の金額のみとし重複して支給しない。但し業務手当について、理事会と評議員会が異なった期日に開催されるときは、評議員相当の金額を支給する。

第六条 年度途中で就任し又は退任した時の役員など手当は、支給日現在において在任しているものに支給するものとする。

（その他）

第七条 この規程の改廃は理事会で行うものとする。

付則 この規程は令和2年4月1日より施行する。

この規程の施行に伴い「学校法人山内学園 役員等報酬規程」は、令和2年3月31日をもって廃止する。

役員等への報酬等の支給基準に関する規程「別表」

■別表Ⅰ「役員手当及び評議員手当」

職名	支給額(円)
理事長	300,000
理事・監事	250,000
評議員	100,000

※年2回支給、1回あたりの支給額

■別表Ⅱ「業務手当」

職名	支給額(円)
理事長	10,000
理事・監事	10,000
評議員	5,000

■別表Ⅲ「退任慰労金」

①平成30年度以降の在任に対しての支給額

職名	1期の任期	1期あたりの支給額(円)
理事長	4年	1,500,000
常勤の理事・監事	4年	1,000,000
非常勤の理事・監事	4年	500,000
評議員	2年	100,000

②平成22年度から平成29年度の期間に在任した際の支給額

職名	1期の任期	1期あたりの支給額(円)
理事長	4年	2,000,000
常勤の理事・監事	4年	1,600,000
非常勤の監事	4年	600,000
非常勤の理事	4年	500,000
評議員	2年	150,000

③平成21年度以前の在任に対しての支給額

職名	1期の任期	1期あたりの支給額(円)
理事長	4年	3,000,000
常勤の理事・監事	4年	2,000,000
非常勤の理事・監事	4年	1,000,000
評議員	2年	200,000

■別表Ⅳ「報酬」

号俸	月額(円)
1	334,400
2	342,300
3	350,200
4	358,100
5	366,000
6	374,000
7	381,700
8	389,400
9	397,000
10	404,600

号俸	月額(円)
11	412,000
12	419,400
13	426,600
14	433,800
15	440,800
16	447,900
17	454,700
18	461,600
19	468,300
20	475,000

号俸	月額(円)
21	481,500
22	488,000
23	494,300
24	500,700
25	506,800
26	513,000
27	519,200
28	525,300
29	531,500
30	537,600

※月額報酬のほか、年間賞与として、最大「号俸(月額)×5ヶ月」を支給する場合がある。